

【保育所等】

保育の必要度に応じた利用と受入れを行うこととし、加えて、保護者の希望や選択の自由を保障するため、現行の利用調整の方法を基本として実施する。

①保育所ごとに、「保育の必要度」に応じて選考する。

②在園児については最優先に入所。在園児の兄弟姉妹についても優先的に入所させる。

※兄弟児が入所を希望した結果、利用定員を4月当初超えた場合には、特例として認める。

ただし、このようなことがないよう、前年度において利用定員の確認を行い、定員変更を促すものとする。→ 事業所が従わない場合には、来年度以降、利用調整を検討する等を説明し、了解等を得ておくなどの対策を講じる。

③利用定員を超える新規の応募があった場合の取り扱い

1) 利用調整を行い、第2希望、或いは第3希望の保育園へ入所させる。

2) 第2、第3希望が全て旧町の施設で、かつ全ての保育園が利用定員を超えている場合には、

- ・まず、利用調整による、隣接町の保育園に入所可能か、打診する。
- ・隣接町への入所を拒む場合には、特例として、町内の施設への入所を認める。その際の入所施設の選定は、下記④の優先順位に従い決定する。

④利用定員を超えて、入所を認める場合の優先順位

1) 来年度、利用定員を上げる施設。

2) 突発的に増加した施設を優先するため、ここ数年の利用定員を見て、最も増加幅が大きい施設。

⑤年度途中の申込みにかかる利用調整

1) 利用定員を超えない施設においては、第1希望に優先入所。

2) 利用定員を超える施設においては、下記の順に入所を決定していく。

- ・兄弟等の入所など、市が定めた要件にあたる希望者については、入所させる。
- ・全くの新規で、市の特例要件にあたらぬ者については、第1、第2、第3の希望を踏まえて、利用調整を実施する。

【教育部分】

①各施設ごとに、第1希望の保護者の中から保育の必要度の高い順に入所させる。

②利用定員を超える場合には、利用調整を行い、第2、第3希望の施設に入所させる。

③町内の全ての施設が利用定員を超え、かつ隣接町への入所を拒む場合は、保育所等による。

利用定員の弾力運営について

【利用定員の弾力運営の特例要件】

緊急・突発的に利用（入所）が必要になった場合に、下記の特例要件に該当する場合に利用定員の弾力運営を行う。

- ① きょうだい入所
- ② 保育士の職場復帰による新規入所（市内の保育士不足を考慮）
- ③ DV
- ④ 虐待（虐待により施設に保護された児童が、施設から保育所等を利用する場合を想定）
- ⑤ 災害復旧にあっている者及び災害により避難している者（親類等を頼りに避難してきた人が親類と同じ施設を希望する場合等、考慮すべき理由がある場合。）
- ⑥ 施設利用中の保護者の就労状況の変化（認定こども園1号→2号・2号→1号）
- ⑦ 疾病・ケガによる長期欠席により退所した児童の再入所
- ⑧ 母の里帰り出産による長期欠席により退所した児童の再入所
- ⑨ 育児休暇取得により家庭保育が可能となった退所児童の再入所及び兄弟の新規入所
- ⑩ 小学校就学前の年長児童の新規入所（小学校区内の全ての保育所・認定こども園が利用定員に達している場合。）
- ⑪ 障害児保育
- ⑫ ひとり親
- ⑬ その他（市長が認めるもの）

【利用調整基準表】

1 基本点数

保育を必要とする理由		状況	父	母	合計
① 就労	居宅外労働	月就労時間が120時間以上	10	10	20
		月就労時間が48時間以上120時間未満	7	7	14
	居宅内労働	月就労時間が120時間以上	9	9	18
		月就労時間が48時間以上120時間未満	6	6	12
② 妊娠、出産		産前、産後各8週間	—	9	9
③ 疾病、障害	疾病・ 負傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）	10	10	20
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）	8	8	16
		疾病又は負傷している場合（上記以外）	4	4	8
	精神ま たは身 体の障 害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	8	8	16
		精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	4	4	8
④ 介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	7	7	14
		同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	3	3	6
		別居の親族を常時介護、看護している場合	2	2	4
⑤ 災害復旧		地震、火災等の災害復旧にあっている場合	20		20
⑥ 求職活動		家計の主宰者が現に求職活動を行っている場合	5	5	10
		現に求職活動を行っている場合（上記以外）	1	1	2
⑦ 就学、職業訓練		学校教育法に規定する学校等に在学している、又は職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	8	8	16
⑧ 児童虐待、DV		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待または配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	20		20
⑨ 前各号に類するもの		上記①～⑧に類する状態として市が認める場合	別途設定		
※在園児		継続入所の在園児	500		500

2 調整点数

類型	状況	父	母	合計
卒園児（3歳未満）	地域型保育事業の卒園児を入所させる場合（原則、連携施設へ入所する場合に適用）	15		15
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	15		15
保育士	保育士として市内の保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の就労時間が120時間以上）	10	10	20
	保育士として市内の保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の就労時間が48時間以上120時間未満）	5	5	10
育児休業復帰	休業開始前に入所していた児童を同一の保育所等に入所させる場合	8		8
	休業開始前に入所していたきょうだい児と同一の保育所等に入所させる場合			
	上記以外で、休業復帰に伴い児童を保育所等に入所させる場合			
きょうだい児 （「育児休業復帰」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。）	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	7		7
	既にきょうだい児が在籍している保育所等に入所させる場合			
	新たにきょうだい児を同一の保育所等に入所させる場合			
保護者の障害 （基本点数が「疾病、障害」以外の場合に限る。）	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	10	10	20
	精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	1	1	2
同居の親族の介護、看護 （基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。）	同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	1		1
	同居の親族を常時介護、看護している場合			
入所児童の障害	入所申込みをしている児童が障害を有する場合	7		7
生活保護	就労による自立支援につながると判断された場合	1		1
同居親族が保育可能	同居している16歳以上65歳未満の親族が、入所申込みをしている児童を保育できる場合	▲ 10		▲10
転園（転居又は転勤による転園希望の場合に限る。）	転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	1		1
その他	児童福祉の観点から、市が必要と認める場合	別途設定		

基本点数

保育を必要とする理由		状 況	父	母	計
在園児		継続入所する在園児	500		500
13	⑤災害復旧	地震、火災等の災害復旧にあっている場合	20		20
17	⑥児童虐待、DV	児童虐待、DVで、子の監護が必要な人	20		20
1	⑦就学、職業訓練	月の就労時間が 120時間以上	10	10	20
6	⑧入院加療	入院加療、又は居宅内で常時、臥床の状態	10	10	20
3	⑨求職活動	月の就労時間が 120時間以上	9	9	18
5	⑩妊娠、出産	産前、産後 各8週間		9	9
7	⑪介護、看護	居宅内で、安静を要する状態	8	8	16
9	⑫手帳の有無	手帳を有する場合	8	8	16
16	⑬就学、職業訓練	学校や職業訓練校への在学	8	8	16
2	⑭求職活動	月の就労時間が 40時間～120時間未満	7	7	14
11	⑮介護、看護	同居の親族を常時介護、看護（入院加療、又は安静を要する場合）	7	7	14
4	⑯求職活動	月の就労時間が 48時間～120時間未満	6	6	12
14	⑰求職活動	家計の主宰者が、求職活動を行っている場合	5	5	10
8	⑱その他	その他、軽度の状態	4	4	8
10	⑲手帳の有無	手帳がない場合	4	4	8
12	⑳介護、看護	同居の親族を常時介護、看護（入院加療、又は安静が必要なし）	3	3	6
11	㉑介護、看護	別居の親族を常時介護、看護（入院加療、又は安静を要する場合）	2	2	4
15	㉒求職活動	家計の主宰者以外が、求職活動を行っている場合	1	1	2
18	㉓前各号に類するもの	市が認めるもの	別途設定		

2 調整点数

類 型		状 況	父	母	計
1	地域型保育の卒園児（3歳未満）	地域型保育事業の卒園児を入所させる場合（原則、運搬施設への入所）	15		15
2	ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	15		15
3	市内の保育所等へ就労予定（内定者）、又は、現に就労している場合（月120時間以上）	市内の保育所等へ就労予定（内定者）、又は、現に就労している場合（月120時間以上）	10	10	20
5	休業開始前に入所していた児童を同一の保育所等に入所させる場合	休業開始前に入所していた児童を同一の保育所等に入所させる場合	8		8
6	休業開始前に、入所していた兄弟児と同一の保育所等に入所させる場合	休業開始前に、入所していた兄弟児と同一の保育所等に入所させる場合	8		8
7	その他、休業復帰に伴い児童を保育所等に入所させる場合	その他、休業復帰に伴い児童を保育所等に入所させる場合	8		8
8	きょうだい児（育児休業を優先）	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	7		7
9	きょうだい児（育児休業を優先）	既にきょうだい児が在籍している保育所等に入所させる場合	7		7
10	きょうだい児（育児休業を優先）	新たなきょうだい児を同一の保育所等に入所させる場合	7		7
4	市内の保育所等へ就労予定（内定者）、又は、現に就労している場合（月48～120時間）	市内の保育所等へ就労予定（内定者）、又は、現に就労している場合（月48～120時間）	5	5	10
11	精神又は身体に障害を有する場合（手帳等）	精神又は身体に障害を有する場合（手帳等）	10	10	20
13	同居の親族が常時、介護・看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	同居の親族を常時、介護・看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	1		1
12	その他、精神又は身体に障害を有する場合	その他、精神又は身体に障害を有する場合	1	1	2
14	同居の親族が常時介護、看護している場合	同居の親族を常時介護、看護している場合	1		1
15	入所児童の障害	入所申し込みをしている児童が障害を有する場合	7		7
16	生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	1		1
18	転園（転居又は転動に限る）	転居又は転動により、転園させる場合	1	1	2
17	同居親族が保育可能	同居の16歳以上65歳未満の親族が、入所申し込み児童を保育できる場合	▲ 10		▲ 10
19	その他	児童福祉の観点から、市が必要と認める場合			